

病院とどうそうNEWS



2004年7月14日
自治労横浜
病院直営闘争委員会

ホットライン
TEL 045-663-3003
FAX 045-663-3005
kouwan.hp@j-yokohama.or.jp



独立行政法人化にあたって取り扱われる 派遣期間6年の間で対応

7月14日、当局から横浜市労連に対して、独立行政法人化にあたっての「一般職員(教員を除く)の取扱」について、提案がありました。この提案は現在横浜市大に在職する職員のみならず、異動に関わる「事前調査」を行っている病院職場の組合員の皆さんや、今後の「職員異動」にも関わる重要な事項です。

自治労横浜としては、今後横浜市労連と共に、問題点の解明や要求の実現をめざし、取り組みを進めていきます。

横浜市立大学の法人化にあたっての本市一般職職員(教員を除く)の取扱について

横浜市立大学は平成17年4月に地方独立行政法人(公立大学法人横浜市立大学)に移行する予定となっています。

これに伴い、現在市立大学に在職する本市一般職員について、次のとおりとします。

1. 内容

法人化後、職員が引き続き法人で勤務する場合には、地方独立行政法人法の定めるところにより、別に辞令の発せられない限り、法人の職員となるものとします。

また、本人の意向も踏まえた上で、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく職員派遣を行うこととし、法人の中期計画期間である6年の間に対応していきます。

2. 実施時期

平成17年4月1日

口頭

なお、今後、法人における給与その他の勤務条件等についてもお示ししていく必要があると考えており、今回の取扱いは、その前提となるものでもあります。この件については、8月中旬には解決したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

ホットライン
TEL 045-663-3003
FAX 045-663-3005
kouwan.hp@j-yokohama.or.jp

港湾病院・アレルギーセンターの職員の皆様に配られている事前調査所の書き方についてのご質問などお受けしています。

事前調査所についてのご質問などは上記電話番号(病院担当まで)または suzuki@j-yokohama.or.jp まで

